

# 公益財団法人小山市スポーツ協会応援キャラクターデザイン使用取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人小山市スポーツ協会応援キャラクターのデザイン(以下「デザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって公益財団法人小山市スポーツ協会(以下「協会」という。)のPR、小山市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 デザインとは、「じゃが〜くん」「まいちゃん」「た〜坊」に関する協会が作成した各図柄のことをいう。

## (使用の申請)

第3条 デザインを使用するときは、あらかじめ「応援キャラクター使用承認申請書」(様式第1号)を協会へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかの号に該当し加工使用を行わない場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が営利を目的とせずに使用するとき
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (4) その他協会会長が適当と認めたとき

## (使用の許可)

第4条 前条に定める使用承認申請があった場合、協会はその内容を審査し、当該申請が第1条に定める目的に合致し、次のいずれにも該当しないときは、使用を承認することができる。

- (1) 特定の個人、団体、企業、政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (2) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (3) 小山市や協会、応援キャラクターのイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (5) その他承認することが不相当と協会が認めた場合

2 協会は、前項の審査において必要と認めるときは、使用承認申請書の内容に所要の補正を加えることができる。

3 協会は、使用を認めたときは「応援キャラクター使用(変更)承認通知書」(様式第2号)により、認めないときは「応援キャラクター使用(変更)不承認通知書」(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

## (使用期間)

第5条 デザインを使用できる期間は設けない。一度承認された内容で使用できるものとする。

## (使用上の遵守事項)

第6条 使用承認を受けた者(以下「デザイン使用者」という。)は、使用にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 色、大きさ、用途など、使用承認を受けたとおりとすること。
- (2) 協会が指示する条件に従うこと。
- (3) 「小山市スポーツ協会応援キャラクター」を付記すること。ただしデザインを使用する対象物の美観又は機能を損なう場合は、その他協会が認める標記に代えることができる。

(無断使用・二次使用の禁止)

第7条 デザインを無断で二次使用した者は、次回からのデザインの使用は許可しないものとする。

(承認内容の変更)

第8条 承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「応援キャラクター使用変更承認申請書」(様式第4号)を協会に申請しなければならない。

2 協会は、前項の規定による申請があったときは、第4条の各項に該当しないかを審査し、適当と認めるときは「応援キャラクター使用(変更)承認通知書」(様式第2号)により、認めないときは「応援キャラクター使用(変更)不承認通知書」(様式3号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第9条 協会は、デザインの使用がこの要領及び承認した内容に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

2 前項の取り消しは、「応援キャラクター使用承認取消通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しのあった時点以降、当該承認に関わるデザインの使用をしてはならない。

4 前3項の規定により使用承認を取り消されたものに発生する経費(改修費用、使用対象物の作成費用等)は、当該使用承認を取り消された者が負担するものとする。

(使用の非独占性等)

第10条 この要領による使用承認は、デザイン使用者が使用するデザインを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではない。また、デザイン使用者又は使用対象物について、協会が推奨を行うものではない。

(責任)

第11条 協会は、使用承認を行ったことに起因してデザイン使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 デザイン使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えたときはデザイン使用者自身が適切に処理する責任を負う。

3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により協会に損害を与えた場合には、これによって生じた損害を協会に賠償しなければならない。

(デザインの使用料)

第12条 デザインの使用料は、無料とする。